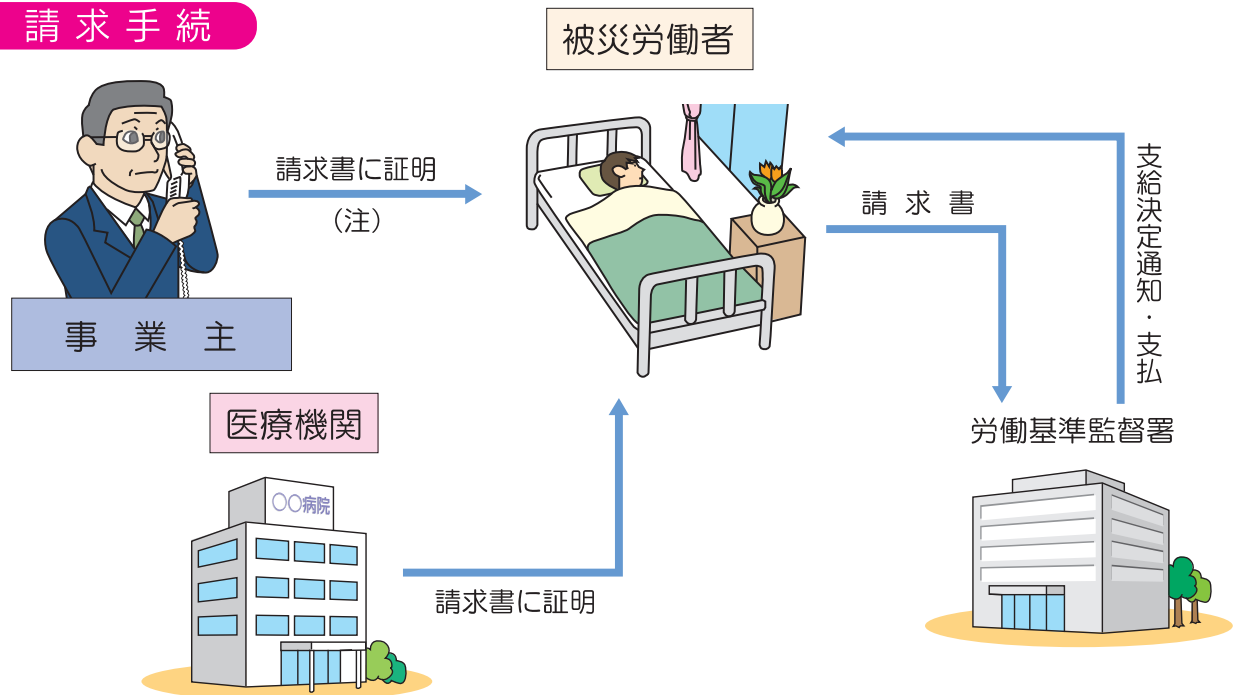


給付基礎日額は、原則として、災害が発生した日以前3ヵ月間に被災した労働者に支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で割った額です。

なお、労災保険における給付基礎日額については年齢階層区分により最高限度額及び最低保障額が厚生労働大臣告示により決められており、平均額が最高限度額及び最低保障額に満たないとき、適用されます。

(注) 通勤災害の場合は、一部負担金200円(健康保険の日雇特例被保険者の場合は100円)が必要となりますが、これは休業給付を支給する際に自動的に政府が減額して支給することとしております。

## 請求手続



(注) 第2回目以降の請求が離職後である場合には、事業主による請求書への証明は必要ありません。ただし、離職後であっても当該請求における療養のため労働できなかった期間の全部又は一部が離職前に係る休業期間を含む場合は、請求書への証明が必要です。

## 3 傷病(補償)給付

療養開始後1年6ヵ月を経過しても治ゆせず、傷病等級(第1級~第3級)に該当するときに、政府が職権で給付を決定し、支給額については、日額の313日~245日分が年金として支給されます。

## 4 障害(補償)給付

傷病が治ゆしたとき身体に一定の障害が残った場合、障害等級第1級~第7級の場合は、給付基礎日額の313日~131日分の障害(補償)年金が、また第8級~第14級の場合は給付基礎日額の503日~56日分の障害(補償)一時金が支給されます。

(注) 同一の事由により、厚生年金保険の障害厚生年金等が併給される場合には、一定の調整率によって調整され支給されることになっています。

### ① 障害(補償)年金差額一時金

障害(補償)年金の受給者が死亡した場合、その者に支給された障害(補償)年金の合計額が次表の額に満たないときは、その差額が一時金として遺族に対し支給されます。

### ② 障害(補償)年金前払一時金

障害(補償)年金受給権者の請求に基づいて、その障害等級に応じ次表に掲げてある額を最高限